

粘 煉瓦、土 及耐火 材料瓦 料價 額量	五、七五、三九三 六六、四八 五五、一九〇 一八、〇〇〇 一〇〇 一一〇	四、六〇、六四〇 四、二四五、二四二 四、一九三 四、一九三 四、一九三	五、二六三、三四八 五、二六三、三四八 五、二六三、三四八 五、二六三、三四八 五、二六三、三四八
火 山 灰 價 額量	三〇、〇〇〇 一八、〇〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	三〇、〇〇〇 一八、〇〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	三〇、〇〇〇 一八、〇〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇
石 灰 岩 價 額量	一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇 一一〇、〇〇〇
（セメント）			
原 料 價 額			
石 灰 岩 價 額			
總 價 額			
鐵 水 價 數			
矽 砂 價 數			
總 價 額			

第二項 石 灰

沿革及現況

石灰は主として東筑摩郡筑摩地村、鹽尻町、宗賀村及諏訪郡富士見村落合村等より生産されて居

るものである右落合村富士見村地方に於ける石灰の製造は今より凡そ二百年前に創始せられたるものゝ如く又東筑摩郡宗賀村筑摩地村地方では今より凡そ八十年前より創められたるものゝ如くである近年引續き市價安の爲生産額が減少しつゝあつたが昭和七年に於て需要著しく増加し前數年間に見る多額の生産量を示し益々發達の状況に在る、最近に於ける製造場の數は三十九、之に從事するものは男百六十二人女九人であつて總生産額は次の如く二百七十一萬七千七百三十貫、十六萬三百三圓である縣内北安曇郡、南佐久郡、上伊那郡等よりも產出しつゝあるが未だ僅少であつて縣總生産額の七割五分は筑摩地村から生産されるものである。製品は主として縣内で需用さるゝものであるが山梨縣地方へも相當販賣されてゐる。

(和田)

(石灰統計)

年 別	數 量	價 額
昭和三年	二、六四、九三〇	二五六、九九〇
同四年	一、九三、〇〇〇	二三三、〇五五
同五年	一、八二、〇〇〇	二〇三、〇〇〇
同六年	一、七五、九七七	二三八、二三八
同七年	二、七〇、七七三	二六〇、三〇三

第七章 水産業

沿革及現況

本縣の水産業は地理地勢上往昔より一般人士に顧慮せらるゝ所少かつたが、具眼達識の士によりて僅に其の必要を唱導せられ、彼等に依つて施設企劃を見たこと必ずしも尠としない、特に魚食の大和民族は山岳重疊の内にあつても、尙ほ獸肉を食膳に供するを嫌忌するの永き慣習を有し、縣内の河川湖沼に漁獲物を求め相當自足の途を講じたが、固より之れでは不足で交通運輸の發達せざる時代に於ても、越後街道及糸魚川街道により日本海方面に鮮魚及び鹽乾魚を求める木曾路によりて素乾、煮乾の介藻類を求め、碓氷の嶮を経て、北部太平洋の鹽乾魚を移入した。水産物の配給状況は必然的に内水面漁業及び水産養殖業の隆興と發達とを促し、海產物の配給に薄き佐久平並に下伊那北方の平坦地に養鯉業の發達を促し、諏訪湖は漁業の殷賑を示して蛋白質供給の寶庫の觀ありを現はし、識者の重要視する所である、明治十二年前後既に孵化放流を行へるも、明治の末期に至りて水力發電事業の勃興し、大正年代に亘りて隆盛に趨くや、河川漁業に一大變革を來たし、更に積極的施設を加ふるの要を認むるに至りて今日に及んだ。

水産製造業は漁獲物需給の關係上著しき發達を認むるに至らず、唯天惠を利用して寒天製造業の特異なる發達を認むるに過ぎない。(長田)

第一節 漁業

沿革及現在

本縣の漁業中湖沼に發達せるものは古き沿革を有し、漁利は當該地方の生活に相當重要な經濟關係を有し、河川漁業に在りては交通機關の發達を見ない時代の自足經濟に大なる關係を有したるも、世運の進展に伴ひ相當の變遷を來たした、然れども本縣の地理地勢は當然河川水面の利用を必要とするものであり、而して近年に於ける各種の増殖施設は明かに生産の增加を示してゐるのみならず其施設も愈々新らしさを加ふるに至つた。(長田)

第一項 湖沼漁業

沿革

本縣の湖沼に於て最も古き歴史を有するものは諏訪湖で湖沼學者は湖底及び湖岸附近に於ける石器時代の遺物の發掘によりて漁業の淵源を人類が之の地方に居て構へたると同時代なりと論じてゐる、大古建御名方命諏訪に來給ひてより國族主として漁業に從事した、而して中古の漁業狀態は詳かならざるも漁業も相當殷盛なりしものの如く、織豊時代既に魚類の移植を行つた。江戸時代には三濱と稱する小和田(上諏訪)小坂(湊)花岡(湊)の三漁村を算へ、住民は漁業を以て生計を營み、藩廳は之等の漁村に特權を與へ保護を加へた。

諏訪湖に於ける漁獲數量の最も大なりしは今より凡そ百六十年前である、當時尙ほ交通の便開けず、山岳を以て圍繞せらるゝ此の地方にありては諏訪湖は實に唯一の活魚生產地であつた、斯くて藩制時代によりて濫獲の禁を布いたが寛政(一、七八九一一、八〇〇)の頃より漁獲漸く減少し、維新

の頃に至つては更に著しく減少した。然れども明治十三、四年頃には尚ほ比較的盛に行はれ花岡の如きは毎戸漁業鑑札を掲げざるはなかつた、又釣魚は各部落より漁船七、八十艘の出漁を見た、特に鮒の漁期の如き夜間一部落の漁民悉く之に從事し、爲めに湖上數百の漁火を點じ壯觀を極めたと云ふ、然るに近年漁業の振はざるは濫獲も其の一因を爲すと雖も、弘化（一、八四四一一、八四七）の末より湖畔を埋立開墾し始めたるにより水族をして次第に其の棲息場及び繁殖場を失はしむるに至り、又天龍川河口附近に西天龍耕地整理組合の灌漑用水取入堰堤を築造し、魚苗の流失、沂河魚類の浜上沮止の如き大なる原因と云はなければならぬ。又野尻湖に於ける漁業は舊記より考證し古くより漁業を行ひたるは明かなるも漁業發達の経過よりして極めて漁利の薄かつたのを知り得べく、明治維新以前千曲川より投網傳來し、明治十年頃諏訪湖より出格子渡來し、筌も亦前後して傳はつた、明治十三年縣に於て水面利用厚生の見地より鰐の孵化放流を行ひ、明治二十四、五年頃刺網越後直江津方面より來たれるも、地曳網に至りては大正元年以後のことにつき、明治三十五年七月漁業法に基きて長野市森田斐碓區劃漁業の出願を爲して免許を得、始めて野尻湖に漁業權の設立を見た、大正元年以後信濃尻村池田萬作姫鱈卵の孵化放流をなし、大正元年より翌年秋季に於ては豫期以上の漁獲を揚げ、大正十五年より昭和六年迄再び縣に於て鱈族の孵化放流を行つた。

仁科三湖（青木、中綱、木崎の三湖）に於ける漁業は鳥居文學博士の湖畔に於ける石器時代の漁具破片の發見によりて既に石器時代に漁事の營まれたるを窺知せられ、大寶年間（七〇一—七〇三）の昔より北安曇郡社村の神明宮に湖産赤魚の供進の舊慣よりして漁業の沿革の古きを知られる、降つて永錄四年（一、五九一）西山勘兵衛が川中島戰役の功によりて青木湖の水面を武田家より下賜せられ、天正十九年（一、五九一）頃より毎年赤魚を「海の役」として上納したるものゝ如く、斯くして明に傳へたりとも云はる。

諏訪湖に於ける主要なる漁具を掲ぐれば左の如し、（長田）

扱 具 類。 稽	
釣 具 類。 穴釣、留釣、竿釣、流し釣	
爬 具 類。 鍬、鋤鋤簾、桁網（つぶひき網）	
陷 穗 類。 竹筌、網筌、出格子（牢屋）、屋塚	
網 具 類。 擻網、投網、片手押（搔網）、長柄押（搔網）、四手網、建網（まよめ網）、刺	
漁撈裝置。 簣立、築	

【湖沼漁業の消長】

諏訪湖、野尻湖及び仁科三湖に於ける漁業者の消長を示せば左表の如くである。

			昭和一年度	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度
	本業	副業	本業	副業	本業	副業	本業	副業	本業
諱訪湖	九	六六	三〇七	七三	二三	六九	一六	六八	四〇一、三一
野尻湖	五	二七	五	二七	二七	二	二三	二	一四
仁科三湖	七	五	二〇	三	二〇	三	三〇	四〇	四〇

本縣に於ける湖沼の概要一般を示せば左表の如くである。

湖沼名	所在地	海拔高	面積	線湖岸	深度最大	魚種	増殖施設	息生物	生産量	金額	價值
諱訪湖	諱訪郡	二、五〇七	一、四六五	町步里町	二三八	鯉、鯿、鯷、鰐	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四
野尻湖	信濃尻内村郡	二、一四五	一、四三三、〇五	町步里町	二三八	鯉、鯿、鯷、鰐	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四
青木湖	北平安曇郡	二、五〇八	一、四三三、〇五	町步里町	二三八	鯉、鯿、鯷、鰐	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四
木崎湖	中綱湖	同	二、四〇九	一、四三一、三三	一三三	鯉、鯿、鯷、鰐	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四
中綱湖	木崎湖	右	二、四〇九	一、四三一、三三	一三三	鯉、鯿、鯷、鰐	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四
柳久保池	上水内郡	二、〇六三	一、四三一、三三	一、三三	一九	鯉	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四
猪名湖	南佐久郡	二、〇三	一、三三一	一〇	元	鯉	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四
蝶湖	南佐久郡	一、九三一	一、三三一	元	元	鯉	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四
琵琶池	下平穂村郡	四、三三	一、三三一	元	元	鯉	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四
大沼池	同	右	四、〇六五	三一、〇四	九	鯉	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四
大正池	南安曇郡	同	右	二	岩魚	鯉	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四
				見るべきものなし	見るべきものなし	鯉、鯿、鯷、鰐	八三、〇〇尾	鮭、鰐、鯡、鯉、鯤、鯛	六七、四六三、九三多	四〇一、三一	一四

第二項 河川漁業

沿革

本縣の四大川たる千曲川、犀川、天龍川及び木曾川の漁業は特定の漁撈装置たる定置漁業を除くの外、多くは四民に開放せられたる自由漁場として漁事を行はしめた。明治維新以前に於ては各河川の水量豊富にして漁利渺からず、千曲川筋下高井、更埴地方より小縣郡に亘る区域の如きは好漁場

で鮭鱈の汎上期には特に盛觀を致したもので現今に於ても上高井郡川田村地籍に於て十月、十一月の鮭汎上期四つ手網の樅比する状況は河川漁業中稀に見る所である。明治十八年始めて掲出せられたる漁業統計に付きて漁業者及び漁船數より見るも、諏訪湖は漁業者數二、五八〇人、漁船數一、〇二八艘を算し縣下第一の漁業地たるを示し、千曲川筋小縣郡より上高井郡に至る漁業者數は一、六五〇人、漁船數一三九艘を算し、全く他の河川湖沼の及ぶ所でない。當時船打投網の如きは盛行はれ漁獲物の製造加工を行つた。

犀川筋松本より東筑摩郡中川手村に至る區間の如きは好漁場として漁獲少からず、鮭瀬付漁業の如き特種漁業の發達をも認め、沿線專業漁業者今尙少くない。

諏訪湖の末流たる天龍川も諏訪湖の影響を蒙りて上伊那郡下に於ては相當漁業の發達を認め、天龍川全瀬縦切梁の如き他の河川に認めざる規模の大なるものあり、人力及び資本を多額に投せるもの存してゐる。

明治維新後山林の濫伐となり、各河川共に水源は涸渴し、漸く濫獲の弊風を生んだ、當時の明府たる縣令檜崎寛直は之に意を注ぎ、上高井郡綿内村及び上伊那郡南箕輪村に孵化場を創設し、鮭鱈の人工採卵孵化事業を採用し、千曲川筋川田村地籍に於て採卵するの外、越後三面川に鮭卵を求める或は多大の努力を拂ひて琵琶湖に鮭卵を求める、之れを千曲川及び天龍川に放流した。

明治の末期より大正年代に亘り水力電氣事業の勃興ありて河川の流量を減し、或は渴水時河川の枯渇區域をも現出する状況にして爲めに魚類の繁殖に一大支障を來した、茲に於て由來魚介に乏しく生鮮なる魚肉に恵まれざる各河川の沿線の住民は獨り漁業のみならず、齊しく河川生産の貴重なると之が保持の必要を覺え、河川漁業組合の設立となり、稚魚の愛顧、濫獲の弊風の匡正となり

或は積極的に魚苗の孵化放流事業を計畫するに至り、縣に於ても大正八年度より産業獎勵費中に水產獎勵費を新に計上して技術員を設置して技術指導を行ひ、大正十二年二月殆んど諏訪湖を對象として制定せる漁業取締規則の一大改正を行ひて許可漁業の制度を新設し、魚壌漁業、瀬付漁業、石塚漁業、鵜飼漁業、地曳網漁業を爲さむとする者は知事の許可を受けしむるの外、禁止漁業、禁止漁期、禁漁區域、採捕の禁止制限及び罰則の制定を行つた。

大正十四年縣稅徵收規程を改正し、漁業組合員の其の區域内に於ける漁業に對しては漁業稅免除を行ひ、實質的に漁業稅を漁業組合に委譲し、自主的に河川の増産を計らしむるの方策を探り、大正十五年度より國庫の補助を受け、必要ある河川に鮭鱈の孵化放流事業を行ひ、昭和四年六月には長野縣水產增殖事業獎勵金交付規程を制定し、縣内の漁業組合、漁業組合聯合會、水產會等に對し水產動植物の放養若くは移植を爲す場合に獎勵金交付の途を拓いた。(長田)

漁業上より見たる河川の現況

河川名	縣下 流域 障碍物數	增 殖 施 設	生 產		利 用 價 值	備 考
			數	量		
富士川	六里	一 堰堤 其他 區域	一 魚種	放養尾數	高 金 額	
天龍川	三 元	一 全川	河鱈 鮎	三六、要六 尾	一貫 販	
矢作川	一 一 一 一 一 一 一 一	全川 鮎	鮎 鰯 魚 三五、 八〇、 五〇〇 五百	山女、 鮎、 鰯、 鰐、 雜	二 八 一 一 一 一 一 一	重要性 數 量 金 額

存したる點よりするも明かにして本縣に於ける漁業權擔保の嚆矢であらう。

明治三十四年漁業法の公布せらるゝや、卅五年七月長野市横澤町森田斐碓野尻湖に區劃漁業權を出願し、同年八月始めて設定せられ、三十五年九月更級郡力石村小宮山元治は千曲川に定置漁業權の出願を行ひ、同年十月免許を得たるものをして最初の漁業權獲得者とし、三十六年中には漁業法に基きて漁業權獲得の出願を爲すもの多きを加へた、河川に區劃漁業權を設定せるは大正十五年六月木曾川漁業組合の出願せるものにして河川に築造せられたる堰堤より上流の流域を限界せられたる水面と認め、西筑摩郡吾妻村茅ヶ澤大同電氣株式會社賤母發電所堰堤より上流一帶の木曾川本支流を漁場區域とし、魚類の孵化放流により養殖業を爲すものと解釋し、鱒族、赤魚、鰻、鯉に付き第二種區劃漁業權十ヶ年の免許を與へたるを始めとし、其の他南佐久漁業組合千曲川に北佐久漁業組合千曲川水系湯川に區劃漁業權を設定取得した。專用漁業權に付ては大正五年八月諏訪湖漁業組合に対する免許を最古の專用漁業權とし、河川水面に於ける專用漁業權は昭和四年四月千曲川漁業組合及び下伊那漁業組合の獲得に始まり、縣下三十一漁業組合中專用漁業權を有する漁業組合八を算した。

漁業稅に付けては運上、川漁冥加、魚取稅等と稱し、縣内各水面によりて區々の稅課を賦せられ犀川に於ては慶安年間（一、六三九一一、六五一）既に松本藩に於て課稅し、諏訪湖に於ては寛永年間（一、六二四一一、六四三）より明治七年に亘る二百三十年間湖面に散歩を附して課稅せらるゝ方法により藩廳に納稅した、其の他諏訪湖面に關する種々なる經費は「海入用割」と稱し、各濱の草高、戸數、人口に準據して徵收せられたり。

明治十一年第三十九號に布告を以て雜種稅中漁業採藻の類、漁業採藻稅は各地の慣例によりて之

を徵收すべしとの命令によりて稅制の確立を見たものと云ふべく本縣に於ては明治十二年度新に幹流本瀬締切梁、幹流半瀬締切築、支川締切築及流網に關し縣内一樣なる課稅方策を探り、自由漁業に對して稅制を設定し、同年度の漁業稅歲入決算額一、三三六圓二五を示してゐる、明治十四年度自由漁業に對し課稅種目名を獨立漁業と稱するに至り、明治三十年度より方言「モジ」と稱するものを流網と同様の課稅をなすに至つた、大正六年度諏訪湖、仁科三湖（青木、中綱、木崎の三湖）の組合員の漁業稅の免除を爲すに至り、大正十四年度より更に縣稅賦課徵收規則を改正し「漁業法に依り設立したる漁業組合の組合員の其の區域内に於て漁業するもの」「漁業法に依り設定したる漁業組合の所有する船にして其の組合の用に供するもの」に付ては課稅せることとした、本制度は漁業組合の助長保護策なるのみならず本制度の制定精神は漁業稅を漁業組合に委譲し、自主的に河川湖沼の増殖を行はしめんとするものである、本縣漁業稅總額の少にして最低額を示す大阪府と略同額にして遠く山梨縣のそれに及ばざる所以である。

漁業取締に付ては古くより制度を存したるも湖沼就中諏訪湖に關する取締にして河川に關する漁業の取締、蕃殖保護に關する制度少い、慶安年間（一、六四八一一、六五一）松本藩に於て犀川の鮭鱒族繁殖の目的を以て同魚族の漁獲に制限をなすと同時に中川手村字御寶田大王神社附近に禁漁區を定めたり、又鮭、鱒魚獲開始は秋季土用入の日よりと定め、當日藩主代官出張し、村民一同と共に同村字御寶田大王神社に川開き祭典を行ひ漁業開始の吉例とした。

諏訪湖に於て寛政九年以前に於て相當整備せる取締規則ありたるものゝ如きも其の内容詳かならず、寛政九年（一、七九七）に至り該取締規則に多少改正を加へ、更に天保（一、八三〇一一、八四三）弘化（一、八四四一一、八四七）に亘りて之が取締を嚴にし禁漁區域を明にし「海役場」を設けて此處に

「海役人」と稱する監督者を置き巡廻せしめて漁具の制限を確定し、専ら水族の蕃殖に力を用ひた。

明治維新以後にありては明治十三年十二月勸百五十八號の達にて漁具漁法に制限を加へ「川干、角うけ、つす、かいづけ、八陳、やとり」を禁止し、明治二十一年四月縣令第一十七號を以て「水引すり引」の漁を禁じ、河原エゴ及び瀧のエゴを禁漁區に制定した、明治二十一年四月縣令第二十二號を以て更に諏訪湖に流入する河川に締切築の設置を禁止した。

明治三十四年漁業法制定に基き明治三十五年十月縣令第四十八號を以て漁業取締規則十三箇條を發布し、諏訪湖及天龍川口に於ける禁止漁業、同湖に於ける禁漁區、漁具及附帶工作物除去に關する事項、水產動物採捕に有毒物又は爆發物使用禁止、漁具及附帶工作物除去に關する事項、漁業の出願及び罰則を制定した、明治三十六年二月、大正九年六月の兩回禁漁區に關する改正を行ひ、大正十二年二月縣令第九號を以て四章三十一箇條より成る大改正を行ひ、許可漁業制度の創設、禁止制限に關する詳細なる制定、湖沼は元より各河川に於ける禁漁區就中近年築造せられたる堰堤の上下六十間宛を禁漁區として設定し、違反に對する罰則の制定を爲し、其の後大正十四年十一月、同十五年八月及び昭和五年十二月之れが一部を改正し今日に至つた。(長田)

第四項 漁獲物

本縣に於ける漁獲物中の重要魚種は湖沼に於ては公魚、鯉、鰻、鮎等にして日本海斜面の河川に於て鮭、鱈、鮎、赤魚、鰐、鯛等を數へ、太平洋斜面の河川に於ては鮎、鯉、赤魚、鰻、鮎等である。本縣内水面の漁獲高に付ては昭和二年より昭和七年に亘り農林省水產局の指示によりて水系別漁獲高調査を行ひたるを以て次に之を掲ぐる。(長田)

自昭和二年
至同七年 水系別魚種別漁獲高

		別系水						信濃川水系					
		昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年		昭和七年	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
	鮭												
	鱈	六、二三五	一九、一八四	三、七六一	二二、西九	九、三七三	二六、二九三	二三、二九五	三九、九四四	二〇、二六七	一六、一八九	四一、四三五	
	鮎	六、三三七	一九、三七六	二〇、五八六	四八、九七八	二一、九六七	五三、九七〇	三〇、四七三	六九、七三三	三〇、四三八	七二、三五六	二〇、一九三	六〇、三四三
	鮎(山女、河姫鮎)	六、六六七	九二四	五、〇〇一	一、〇〇九	七、七三〇	九、六九六	五三、五三一	九、一一七	五一、四九一	六、〇〇八	三四、四九三	
	鮎	一、二九九	八、〇五八	一、八二二	九、五三一	一、九七二	一〇、五四六	二、七六五	一三、六七七	四、三五〇	一九、九六六	三、三〇三	一四、三一九
	鰻	一〇、一四三	三五、三八	一二、六一四	三一、〇五三	一二、西八	二七、九八〇	一五、六八六	三〇、三〇〇	二六、四九六	四〇、八四三	三三、八四三	三七、七四三
	鰐	二、三五二	四〇、〇三〇	三〇、〇一九	九、一八九	九、三八九	三、九九五	六九、八一〇	四三、二八一	九、五五〇	四九、三六八	三六、四八三	八五、六〇一
	赤魚	二、三五二	四〇、八九九	三〇、四九九	九、一七七	三六、七八〇	六七、五五三	三一、一〇一	五五、五七一	三五、九五三	七六、五一四	三三、〇七九	五九、四六三
	雜魚	二、三五二	四〇、二四六	二九、二九六	九、六四三	二六、三六三、八七〇	一四、二九七	三五〇、三五〇	三二、一六五	八六、四一八	一四、七五八	三三、六九五	
計		七七、七七七	四四、五五三	八三、三五二	九、六四三	二六、三六三、八七〇	一四、二九七	三五〇、三五〇	三二、一六五	八六、四一八	一四、七五八	三三、六九五	

鱈(鰐、山、女、を)	一、四四二	一一、六一四	二、五〇八	一、二、三一九	三、三五三	一、三、六九八	二、五五〇	一〇、七四一	二、五一五	一、一、四一五	二、九六三	一、三、〇九〇
鮎	一四、四〇九	一一〇、九三二	一四、七五六	一四四、三〇八	一八、一四	七、一八四	九、〇八三	大三、九三八	七、六八一	圆、三〇八	六、九九七	三九、七三三
鰻	六、七五三	三五、一三七	六、八八一	四六、五三〇	五、五三一	三三、五三一	五、三〇九	三三、九三六	六、四一四	三三、四九三	五、三三三	一八、七五五
鯉	九、五六四	三三、三三四	一〇、五三四	八八、七五七	一三、五三七	二六、七一八	一四、五九〇	三一、九七六	一四、七三五	三〇、八一一	一四、〇一四	一八、七三一
赤魚	一〇、三六五	五四、〇四七	八、九三〇	一〇〇、二九八	八、〇四三	四〇、九一五	七、三一	三〇、〇八六	九、九九三	三六、四九〇	七、三六四	二三、五九四
雜魚	四三、三一〇	四〇、八八五	二三、一〇〇	一九八、三三四	一〇八、〇四八	三三、五三五	八四、九六七	七五、〇三五	二三、八二八	一四、八一〇	三〇、四一〇	七、三九一
計	六〇、一四三	三〇九、九六九	一〇八、七一九	四六二、二五三	六九三、二九八、二六八	一四〇、〇四〇	一四〇、一四〇	一四〇、一四〇	一四〇、一四〇	一四〇、一四〇	一四〇、一四〇	一八九、六三三
鱈(鰐、山、女、河)	六〇四	三、〇〇〇	六八三	四、七一七	一、一三八	五、〇八七	一、五九四	五、二七四	九〇〇	三、五七三	一、八八八	六、九五七
鮎	三九六	三、四五五	三八四	二、七三三	三九〇	三、〇五三	三、一一一	四〇〇	二、一八〇	四一三	三、八三六	一、八九六
曾木	八〇	五四八	一三八	八五二	七四	五四五	一四八	八五六	一三四	六八七	一六一	八九五
鰻	一一〇	一一一、一〇〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇

川水系	川作矢	川水系	鯉	大三	一八	大六	一三	三九	一七	三四	一八	二九	二〇
赤魚	九五九	三、四一九	二、一七五	七、五三三	一、八七六	六、〇九三	二、四六一	五、九八〇	二、一五三	五、一九五	二、六八八	六、一四四	三三
雜魚	四四一	一、六六五	大三	四、二三一	一、〇一〇七	四、五六八	三三四	一、三四一	八八七	二、二五五	三一三	八二二	一一一
計	六〇、一四三	三〇九、九六九	四六六	一六、三五五	五〇〇、〇〇八	一六、四九六	四、五三三	一四、三四一	五、七九三	一八、六八九	〇四〇	一〇〇	一一〇
鱈(鰐)	一一〇	一一一、一〇〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
鮎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
赤魚	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
雜魚	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一一〇	一一一、一〇〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇

水川士富系				水川姫系			
鮭 (山女、 鮭を含む)	鰯 (山女、 鰯を含む)	鰆 (山女、 鰆を含む)	鮎	鮭 (山女、 鮭を含む)	鰯 (山女、 鰯を含む)	鰆 (山女、 鰆を含む)	鮎
計	一〇一	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
鰆	一	一	一	一	一	一	一
鰯	七	七	七	七	七	七	七
鮭	九	九	九	九	九	九	九
鰈	三	三	三	三	三	三	三
鮎	二	二	二	二	二	二	二
鰆	一	一	一	一	一	一	一
鰯	一	一	一	一	一	一	一
鮭	一	一	一	一	一	一	一

水川關系				計			
鱒 (山女、 鮭を含む)	鰯 (山女、 鰯を含む)	鰆 (山女、 鰆を含む)	鮎	計	鱒 (山女、 鮭を含む)	鰯 (山女、 鰯を含む)	鰆 (山女、 鰆を含む)
鱒	一四五	一四五	一四六	四四九	九六	一〇〇	一〇〇
鰯	六一〇	八〇五	一〇四	二三八	四九	一〇〇	一〇〇
鰆	九六	一五	九〇	一四九	一〇四	一〇〇	一〇〇
鮎	四〇	一三〇	一三〇	三一九	一〇四	一〇〇	一〇〇
計	四二〇	五四〇	四四〇	一四四	一四〇	一四〇	一四〇
赤魚	一〇三	一〇三	一〇三	三一三	一〇三	一〇三	一〇三
雜魚	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三一三	一〇〇	一〇〇	一〇〇
計	二〇〇	二〇〇	二〇〇	六一三	三一三	三一三	三一三
合計	一九三	一九三	一九三	五九三	一九三	一九三	一九三

諏訪湖の漁獲量に付ては同湖が本縣に於ける代表的湖沼なるのみならず、本邦湖沼中に於ても稀に見る多獲湖沼とせられたるも、近時水質の汚濁、浜河魚類の浜上障礙、禁漁區產卵場の荒廢等によりて漁獲に著しき減少を示した、今漁業組合に於ける調査せる統計を示せば次の如くである。

諏訪湖に於ける最近十ヶ年間の漁獲統計（諏訪湖漁業組合調査）

	昭和二年度	昭和三年度	昭和四年度	昭和五年度	昭和六年度	昭和七年度
野尻湖	一、九九四貫 二、七七三圓	一、〇三貫 二、四〇三圓	二、七八貫 二、七七七圓	一、三四貫 一、四九六圓	一、三四貫 一、七二三圓	一、三四貫 一、四九六圓
仁科三湖	一、六〇〇貫 二、〇九〇圓	二、四〇〇貫 二、四〇〇圓	二、五五五貫 二、五五五圓	四、〇三五貫 四、〇三五圓	三、三〇〇貫 三、〇〇〇圓	三、三七〇貫 三、七〇〇圓
(長田)						

第二節 水産増殖

海洋に面せざる本縣に於ては水産増殖は特異なる發達を示し、湖沼への水族移植事業の如き古き歴史を存し又食料自足の必要は必然的に魚類自給の方策を攻究工夫せしめ即養鯉業の如き夙に長足の進歩を爲し其育成に關する永き歴史と研究とは今日遂に信州鯉の品種をも產むの状況に立至つた。本縣の水産増殖は水面の集約的活用、水田の復用及び開放水面の利用の三途で其水面の集約的活用としては人造池、溜池の如き水面を完全に利用して生産を揚ぐる方法で即近時發達を認むる流水養鯉業の如き之であつて流水養鯉池の築造を奨勵し、次第に各地に普及しつつある、又水田の復用即ち水田の株間水面の利用に付ては稻田養鯉として特別なる發達を示して居り、昭和七年度より本縣に於て稻田養鯉試験をも開始した、尙開放水面の活用に付ては往古より湖沼に新種水族の移植を企劃せるものありたるも、何れも斷片的に終りて實蹟を揚げ得るもの多くない。近年の發達に屬する河川の利用は河川漁業組合設立によりて長足の進歩を促し、鮎、鱒類、鯉、鰻、赤魚等の放流となり、次第に河川の生産増加を見るに至つた。(長田)

第一項 水族の移植

縣内各水面に於ける水族の移植事業は相當古き歴史を有し、即諏訪湖に於ける公魚の移植の如き、各河川への琵琶湖産小鮎の放流の如き水面生産上重要な位置を占めてをり其移植の好果顯著なるものは企業計劃以來繼續せるものが多し、左に各水面別に水族移植の歴史的記述、移植事業開始に關する記載及び諏訪湖最近十ヶ年間の水族移植事業の概要を掲ぐれば次の如くである。(長田)

○仁科三湖に於ける移植並放流事業

- 蜆の移植 寛政年間(一、七八九一一、八〇〇)遠藤利左衛門諏訪湖より蜆五升を木崎湖の排水附近に放養し蕃殖を計つた。
- 鯉兒の放流 安政年間(一、八五四一一、八五九)の頃に至り南安曇郡北穂高村より鯉兒を購入稻田飼育の後湖に放流した。
- 鰻の移植 大正十四、五年内務省勸農局にて放流した。
- 鰐の放流 大正元、二、三年愛知縣及び東京府下より鰐卵を琵琶湖又は十和田湖に求め孵化放流した。
- 姫鱒の移植 大正元、二、三、五年十和田湖より姫鱒卵三十五萬粒を購入孵化放流した。
- 鯱の移植 大正元、二、三年琵琶湖より鯱卵合計二十五萬粒を購入孵化放流した。
- 鰐の移植 大正五年諏訪湖より鰐七、五貫を移植した。

紅鱈移植

昭和二年四月北海道より購入孵化したる魚兒四十五萬余尾を木崎湖に放流した。

白鱈の移植

昭和四年四月米國より購入したる魚卵を孵化し二十一萬余尾を木崎湖に放流した。昭和四年六月秋田縣產國鱈卵を購入し孵化を行ひ魚兒八萬九千余尾を青木湖に放流した。

國鱈の移植

明治十年頃諏訪湖より移殖を行つた。明治十二年本縣に於て滋賀縣より鰐卵を購入し、十三年三月之が一部を放流した。

鰐の移植

明治二十五、六年頃丸山某松代並に新潟縣泉村方面より鯉兒二千尾宛を二ヶ年購ひて稻田にて養成の上湖中に放流した。

姫鱈の移植

明治四十四年十和田湖より姫鱈卵十萬粒を購入孵化放流した。

紅鱈の移植

昭和二年四月北海道より購入孵化したる魚兒五十三萬余尾を放流した。

白鱈の移植

昭和四年四月及び五年三月米國及び露國より購入の上孵化せしめたる魚兒五十二万三千尾を放流した。

國鱈の移植

昭和四年六月秋田縣產國鱈卵よりの孵化兒四万四千余尾の放流を行つた。

○諏訪湖に於ける最近十ヶ年間の水族移植事業一覽

	魚種／年次	十二年	十三年	十四年	十五年	二年	三年	四年	五年	六年	七年
仔 魴 親 鰐 鮎 鮓 地 手 赤 仔 鯰 鮎											
鯉 鯉	不 一〇石	不 一二圆	不 三〇貫	大 二貫	吾 二〇貫	吾 三〇圓	一三〇石	一三〇貫	一三〇貫	一三〇貫	一三〇貫
不 一四三圓	不 一〇〇圓	不 二〇三圓	不 三〇貫	大 二貫	吾 二〇貫	吾 三〇圓	一三〇石	一三〇貫	一三〇貫	一三〇貫	一三〇貫
不明 不 五石	不明 不 五石	不明 不 三〇石	不明 不 三〇石	美 一〇貫	吾 一〇貫	吾 一〇圓	八 石	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫
不 一四三圓	不 一〇〇圓	不 二〇三圓	不 三〇圓	美 一〇貫	吾 一〇貫	吾 一〇圓	三 〇石	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫
不明 不 三〇石	不明 不 三〇石	不明 不 三〇石	不明 不 三〇石	不 三〇石	不 三〇石	不 三〇石	三 〇石	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫
不 一四三圓	不 一〇〇圓	不 二〇三圓	不 三〇圓	三 〇石	三 〇石	三 〇石	三 〇石	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫
一 〇〇萬尾	一 〇〇萬尾	一 〇〇萬尾	一 〇〇萬尾	九〇九石	九〇九石	九〇九石	九〇九石	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫
一一、二八〇圓	一一、二八〇圓	一一、二八〇圓	一一、二八〇圓	八三石	八三石	八三石	八三石	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫
九〇九圓	九〇九圓	九〇九圓	九〇九圓	六九石	六九石	六九石	六九石	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫
八七圓	八七圓	八七圓	八七圓	七三石	七三石	七三石	七三石	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫
一、二〇〇圓	一、二〇〇圓	一、二〇〇圓	一、二〇〇圓	七三石	七三石	七三石	七三石	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫	一 〇貫

鯉	—	—	不 ^明
柳ムロ	—	—	一隻圓
鮒	—	—	二〇圓
鮎	—	—	四貫
ドンコ	—	—	二〇尾
ドンコ	—	—	六貫
第二項 稲田養鯉	元圓	三貫	四〇四
ドンコ	—	—	四、〇〇尾
第三項 稲田養鯉	六圓	四貫	四〇四

第二項 稲田養鯉

沿革

稻田養鯉の最も發達したる佐久地方に於ける起源は淀鯉の佐久に移入せられたるに由縁せりと稱してゐる。岩村田藩主内藤豊後守文政八年(一、八二五)十二月より大坂大御番頭勤役として在番し、爲めに藩の會計窮乏を告げ領内野澤村豪農並木七左衛門に囑して勝手方の整理を爲さしめた、領主之が禮物として文政十年(一、八二七)大坂表より淀鯉を贈與し來たれるもので次第に同地方に蕃殖し佐久地方千曲川水利の便と相俟ちて稻田養鯉の起れるものなりと謂はれてゐる。

水田に當才鯉の放養を爲せるは安政の初年(一、八五四)で當時は全く無給餌で天然餌料のみに依つて成育を爲せしめた、二才魚の水田飼育及び餌料の給與を開始せるは明治初年の頃で其の餌料種類は米、大麥を煮て一日一回位與へしに過ぎない、動物性餌料を給與したるは明治五、六年の頃群馬

縣豊岡前橋地方に生絲業の初めて勃興せるに因り干蛹を移入し來りて飼育上に一大改良を加へたる

に始まり、明治二十年頃より稻田養鯉に因りて養成したる二才魚の養成も次第に開始せられ、今日の盛況を致し、縣内各地之に做ひて稻田養鯉を開始するに至つたものである。

現况



稻田養鯉現状

ては養蠶業を凌駕せんとするの

状況である。

本縣の稻田養鯉事業の創始の地で最も發達せるは南佐久郡野澤町櫻井村及び之に隣接せる中込、前山、岸野の三村で野澤町に於ては全稻田三百八十町歩中其の九割は養鯉に復用せらるる水面で養鯉技術の熟練せるものに在りては一反歩に付き、二年魚四十五貫、一年魚八貫の外鮒四貫の生産を挙げ、部落により育し、切鯉とし生産する技術の功妙なる恐らく他の追従を許さざる所であらう。亦、縣に於ては副業獎勵として昭和二年度より淡水魚の加工を奨勵し加工講習をなした結果鯉こく罐詰粕漬等其他加

工品が生れるに至つた、昭和二年度よりは販賣の圓滑を圖る爲稻田より揚げた鯉を蓄養すべき蓄養池の設置を奨励し左記の地方に百坪内外の蓄養池の設置を見るに至り大に賣價維持に役立つたのである。

養鯉蓄養池設置場所

昭和三年度	北佐久郡高瀬村、下伊那郡上郷村、下高井郡中野町、諏訪郡下諏訪町、南佐久郡野澤町、東筑摩郡岡田村
昭和四年度	南安曇郡北穂高村、穂高町、上高井郡日野村、西筑摩郡福島町、埴科郡五加村
昭和五年度	北安曇郡南小谷村、上水内郡柳原村、小縣郡神科村
昭和六年度	上伊那郡朝日村、下伊那郡喬木村、諏訪郡長地村、北佐久郡岩村田町、西筑摩郡福島町、上水内郡古間村

流水養鯉池設置場所

昭和七年度 西筑摩郡福島町、上水内郡古間村

稻田養鯉の現況は前表に示す通りであるが交通機關發達の經路、鮮魚の配給狀況並に縣内の地理地勢とは養鯉業の沿革と發達とに關係があり、千曲川の河水潤澤なる佐久平及び天龍川流域の伊那の平垣部に普及發達したものである。(長田)

稻田養鯉の現況(昭和七年度縣勸業統計)

郡市名	場數	面積(坪)	數量(貫)	價格(圓)	單價(圓)
南 佐 久	20,68	一,五二,00	一,九六,00	八四,00	0,41
北 佐 久	1,013	三,00,010	三,16,0	一三,九三	0,63

田本野内内井井科級晏晏摩摩那那訪縣	計	上松長下上下上填更北南東西下上諏小	水水高高 安安筑筑伊伊
一、二七五	三八五、三一三	六、二三三	六、四七五
三、八九九	六四三、七三七	一六、三〇九	一、〇九
六、一三六	一、五二,00	一七、八三一	一、〇九
一、五三三	三五、一四一	四三、一〇一	一、〇一
一、二五二	三一四、九九九	四四、〇九一	一、〇一
一、九三三	三三五、六四四	五、七九九	〇、六
一、三七四	八〇、八三〇	三、〇八八	〇、六
六、二三三	六四六、三三六	三、九三三	〇、六
一、五三三	一五、四〇〇	三、一四一	〇、七
一、三七四	二三、一六四	三、九三〇	〇、七
六、三三三	二四、六六五	三、九三〇	〇、七
六、一〇〇	二八、五四七	一、〇七一	一、〇七
	六、六六五	一、〇三〇	一、〇三〇
	六、一〇〇	〇、七〇	〇、七〇
一	五、八四	一、〇〇	一、〇〇
	二、〇〇〇		
三〇、三四	六、三四、〇六	一	
		一	
三四、八八		一	
		一	
二二、一二	一		
平均	〇、九三		

沿革及現況

人造池及び天然の湖沼に於ける集約的養殖は鯉、鰻、金魚、鱈の四魚種に付き行はれてゐるが内

第三項 池中養殖

鯉の養殖が最も盛であつて之は稻田養鯉の發達に伴ひて勃興したものである。

池中養殖の沿革に付いては特筆すべきものを存せざるも、埴科郡松代町地方に於ては文政年間(一八〇八一一、八二〇)豊榮村の農夫吉妻銀右衛門の淀鯉の移入に端を發し、嘉永年間(一、八四八一一、八五三)松代藩士鈴木市兵衛養鯉の術を研究し、廢藩後該事業の有望なるを察して廣く之を獎勵し士族の副業たらしむると共に、松代町の名産として名聲を高むるに至つたが遂に品種の改良を行ひ得て宮城、青森、秋田、新潟等に種魚として供給した、尙明治十二年頃松代町に於て既に養鰻業をも存し、内務省勸農局に於て調査をも行つたことがある。

佐久地方の池中養殖は稻田に於ける養成品の蕃養に始まりて池中養殖起り、坪當り四十貫内外の生産を爲すもの勘からざるも、所謂流水養鯉として坪當り生産を倍量にも達せしむる養成技術の進歩は近年の事柄に屬し即埴科郡東條村小山良一經營の養魚の如き之が範たるべきもので縣に於ては昭和七年度より副業獎勵として補助金を計上し、流水養鯉池の築造を促しつつある。

養鯉業の發達に伴ひて起れる毛仔(鯉の稚魚)の生産販賣業は分業的に發達し、南佐久郡岸野村、野澤町附近、南安曇郡北穂高村宇青木花見、下伊那郡松尾村を主產地とする、而して北穂高村に於ては養鯉業が天保十年(一、八三九)臼井喜代松によりて開始せられたるに始まり、維新前中絶したるものである。明治五年松代町の養鯉業に做ひて再び企業するものありて幾多の變遷を經て今日に及び、今や縣下の主要なる毛仔生産地として知らるるに至り、年產五百萬尾の毛仔を養成し縣内各地は固より越後佐渡、山梨、愛知、岐阜等に移出販賣してゐる。下伊那郡松尾村に於ては天保年間(一、八三〇一一八四三)より鯉兒養成を始め郡内の需要に應し來たりたるが年と共にその生産額を加へ、大正十年には鯉仔組合を設立し、年產七百萬尾の毛仔に各等級を附して販賣統制を行ひつつある。

鱒の池中養殖現況

郡 市 名	場 數	面積(坪)	數量(貫)	價格(圓)	單價(圓)
南 佐 久	一、〇四	六、二六	三、五六〇	二、〇七	〇、四〇
北 佐 久	七	三、〇五	四、六四	五、一〇	一、二〇
小 佐 久	二四	六、二七	一、〇七	一、〇七	一、〇七
諫 訪 縣	一、二三	二、七〇	一、〇七	一、〇七	一、〇七
那 那 縣	一、五七	一、一九	三、九九	一、三〇	一、三〇
那 那 縣	一、五九	六、三八	六、三〇	一、三〇	一、三〇
伊 那 縣	一、五三	八、七七	一、〇七	一、〇七	一、〇七
伊 那 縣	一、五九	二、三八	一、〇七	一、〇七	一、〇七
伊 那 縣	一、五九	四、八三	一、〇七	一、〇七	一、〇七
伊 那 縣	一、五九	一〇、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七
伊 那 縣	一、五九	六、六九	六、六六	九、七〇三	一、一七
伊 那 縣	一、五九	六、六九	一〇、五四〇	一、三、五七	一、三、五七
伊 那 縣	一、五九	三、五五三	五、二九八	一、三	一、三
伊 那 縣	一、五九	二、五七	一、〇九	一、〇九	一、〇九
伊 那 縣	一、五九	一、五	一〇〇	一、五	一、五
伊 那 縣	一	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

鱒の池中養殖は相當將來を有するに拘らず未だ普及の緒に就かざる所以は造池費の増嵩と養成技術の容易ならざるに因るべく、而して養鱒場の主なるものは東筑摩郡中川手村明科所在縣營の養鱒場、木崎湖畔に存する農林省水產試驗場養鱒場の外縣内民營養鱒場として見るべきものは西筑摩郡大桑村(田澤重市經營)北佐久郡輕井澤町、下伊那郡鼎村、前記明科(内川武雄經營)の四養鱒場である。(長田)

沿革

市名	郡名	水井内田	高那摩	伊那	筑東	下水	上松	計	市名	郡名	水井内田	高那摩	伊那	筑東	下水	上松	計
摩本科	田本	井内	那摩	伊那	筑東	下水	上松	計	田本	井内	那摩	伊那	筑東	下水	上松	計	革
第四項 河川湖沼に於ける増殖	場數	一、七七〇	五、八〇〇	一、九〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	五〇	場數	一、七七〇	五、八〇〇	一、九〇〇	伊那	筑東	下水	上松	計
金魚の池中養殖現況	面積(坪)	一、九〇〇	五、六〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	鰻場數	一、四八〇	五、四〇〇	一、四八〇	伊那	筑東	下水	上松	計
金魚の池中養殖現況	面積(坪)	一、九〇〇	五、六〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	鰻場數	一、四八〇	五、四〇〇	一、四八〇	伊那	筑東	下水	上松	計
第四項 河川湖沼に於ける増殖	面積(坪)	一、九〇〇	五、六〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	一、九〇〇	金魚の池中養殖現況	一、九〇〇	五、六〇〇	一、九〇〇	伊那	筑東	下水	上松	計
第四項 河川湖沼に於ける増殖	面積(百尾)	四〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	四〇	數量(貫)	四五〇	三五〇	三五〇	伊那	筑東	下水	上松	計
第四項 河川湖沼に於ける増殖	價格(圓)	一〇〇	單價(圓)	一、五七五	一、五七五	一、五七五	伊那	筑東	下水	上松	計						
第四項 河川湖沼に於ける増殖	平均	一、四〇	平均	一、五	一、五	一、五	伊那	筑東	下水	上松	計						

縣久	那摩	訪那	佐佐	伊筑	佐佐	久北	南北	東北	南北	更北	東北	南北	伊伊	筑佐	佐佐	久北	南北	長下	上下	水水	高
科級	曼摩	那那	訪縣	久那	那那	佐佐	伊伊	筑佐	佐佐	久北	南北	長下	上下	水水	高						
數量(貫)	一、八七〇																				
價格(圓)	一、〇〇〇																				
單價(圓)	一、〇〇〇																				
數量(貫)	一、八七〇																				
場數	一、八七〇																				
面積(坪)	一、八七〇																				
平均	一、八七〇																				



(科明村手川中郡摩筑東) (場鯉養殖) 場殖增類魚科明

湖沼に於ける水族の移植は相當古き歴史を有するも、河川に於ける増殖事業は較近の發達に屬し大正十五年政府に於て鮭、鱒増殖事業獎勵の爲め各府縣に補助金交付の制度創定の時に始まる、然れども本縣に於ける河川增殖事業として孵化放流を行ひたるは明治十二年より十四年に亘り二年より十四年に亘り時の縣會にて殖產興業に力を致し、明府の間え高かりし橋崎寛直の採擇實施せる所で孵化放流事業を米國より我國に傳へられてより僅に四年の後に當り、上高井郡綿内村東勝寺境内及び上伊那郡南箕輪村に孵化場を創設し、千曲川、犀川に於て鮭、最古の水產技術者として孵化飼育放流事業に當つたが、同十三年明治大帝縣下御巡幸の砌、木曾路に於て孵化場養成の鮭を御料に供したるの閱歷をも有してゐる、然るに孵化放流の効果を求むる

こと急にして四十五ヶ年を経過して再興せらるるに至りたる有意義の事業も時利あらず、僅に三ヶ年の事業を繼續せるのみにして中止せらるるに至つた。

大正十一年十二月二十九日大同電力株式會社より縣に對し指定寄附金一五、一一八圓ありたるを以て新に木曾川魚族養殖費一五、一六八圓を豫算に計上し、同十二年度に於ては更に技手一名、助手一名を増員し、同十五年六月には豫算の更正追加を行つて新に置かれたる魚族養殖費二三、二九八圓を増加し即同費目新設の趣旨に依り縣下重要河川並に湖沼に於ける魚苗の放養増殖をなさしむることとした。

現况

本縣内河川に於ける増殖で已に顯著なる効果を收め、或は漸次收めんとしつつある魚種は鮎、鯉、鰻、赤魚、虹鱒、河鱒であつて又湖沼に於ける著しき効果を齎したる魚種は公魚、鯉、鯪、鰐、姫鱒を算へられる。

縣内の孵化場總數十五ヶ所、魚種別に之れを分てば鮎、鱒孵化場八ヶ所、鯉孵化場三ヶ所、公魚孵化場二ヶ所、赤魚の孵化場數二ヶ所であつて禁漁場數縣内の湖沼河川を通じて二十八ヶ所を存してゐる。

次に鱒の増殖に付ては長野縣明科魚類增殖場(東筑摩郡中川手村所在)長野縣新開孵化場(西筑摩郡新開村所在)長野縣上高地孵化場(南安曇郡安曇村所在)等に於て米國種虹鱒、河鱒の採卵孵化及び本邦在來種たる鮎、鯉等の採卵孵化を行つて放流を行ふの外、米國及び本邦各地より種卵を購入し、孵化放流或は飼育を行つてゐる。今本縣に於ける大正十五年以來の購入卵につきその數量、購入先を示せば左表の如くである。

		自昭和七年度 魚種別購入卵數									
		購入先		昭和元年度		昭和二年度		昭和三年度		昭和四年度	
		北海道	元年度粒	北海道	昭和二年度粒	北海道	昭和三年度粒	北海道	昭和四年度粒	北海道	昭和五年度粒
虹鱒	虹鱒	米國	三〇,〇〇〇	米國	三〇,〇〇〇	米國	三〇,〇〇〇	米國	三〇,〇〇〇	米國	三〇,〇〇〇
白鱈	白鱈	青森縣	一〇,〇〇〇	青森縣	一〇,〇〇〇	青森縣	一〇,〇〇〇	青森縣	一〇,〇〇〇	青森縣	一〇,〇〇〇
雨鱈	雨鱈	秋田縣	一〇,〇〇〇	秋田縣	一〇,〇〇〇	秋田縣	一〇,〇〇〇	秋田縣	一〇,〇〇〇	秋田縣	一〇,〇〇〇
本鱈	本鱈	福島縣	一〇,〇〇〇	福島縣	一〇,〇〇〇	福島縣	一〇,〇〇〇	福島縣	一〇,〇〇〇	福島縣	一〇,〇〇〇
紅鱈	紅鱈	小樽木縣	一〇,〇〇〇	小樽木縣	一〇,〇〇〇	小樽木縣	一〇,〇〇〇	小樽木縣	一〇,〇〇〇	小樽木縣	一〇,〇〇〇
姬鱈	姬鱈	北海道	一〇,〇〇〇	北海道	一〇,〇〇〇	北海道	一〇,〇〇〇	北海道	一〇,〇〇〇	北海道	一〇,〇〇〇
河鱈	河鱈	北海道	一〇,〇〇〇	北海道	一〇,〇〇〇	北海道	一〇,〇〇〇	北海道	一〇,〇〇〇	北海道	一〇,〇〇〇
鱈	鱈	計	一〇,〇〇〇	計	一〇,〇〇〇	計	一〇,〇〇〇	計	一〇,〇〇〇	計	一〇,〇〇〇

國 鮎 小 鮎 露 國
國 鮎 秋 田 縣 計
合 計 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

三、七〇、〇〇〇 二、一七〇、〇〇〇 一、九〇、〇〇〇 二、六三〇、〇〇〇 一、八七、四二〇 二〇、〇〇〇 九、〇〇〇

琵琶湖の小鮎移植事業は昭和二年度始めて五萬尾を購入し來りて木曾川に二萬四千七百八十六尾六斗川及び宮川に二万四千八百七十尾を移植せるところ、木曾川に於ては放流尾數の六八%に當るに當る一万六千六百三十六尾、重量三百四十六貫三十匁を收納し、極めて優秀なる成績を示したるに始まり、年と共に各河川に移植事業を擴充するに至り、河川漁業者は飯櫃の資を割いても之が移植を行はんとしたのは之れ放流後數ヶ月で資金に數倍する收益を揚げ得らるゝ確實なる事業だからである。放流小鮎の移動範圍に付ては本縣各河川に於ける放流地點選擇の關係（事業遂行上一地點となし得ない）及び遡上障礙の工作物等によりて精確の調査に困難あるも、昭和六年度の成績より見るときは河川の下流（縣内河川に付きての概念的稱呼）に於ては相當廣範圍に移動するも、上流に向ふに從ひて漸次移動範圍を縮少し、鰐棲息區の下流に於ては殆んど移動を認めざるが如き狀況であつて水溫の低きに原因するものなるべく成育宜しくない。

千曲川に於ける移動範囲	放流地點の上流十里	放流地點の下流二里
犀川に於ける移動範囲	八里	一里
千曲川(南佐久郡臼田町附近)に於ける移動範囲	同	同
奈良井川に於ける移動範囲	同	同
天龍川水系	同	同

木曾川水系	三峰川に於ける移動範囲	同	五里	同	二里
黒川に於ける移動範囲	同	二里十丁	同	八丁	
鮎の移動は年によりて相違し廣範囲の移動をなすときと、著しく移動範囲の縮少せらるゝ年とあり、之れが原因は水量の多寡によることなく、成育の初期に於ける水温と硅藻の發生状況の良否に關係するものゝ如く、移動範囲大なる年に於ては魚体の成育良好である(大出水に際會しては棲息範囲を擴散せらるゝこと論ない)。					
昭和六年五月二十七日奈良井川に放流したる小鮎に付き詳細なる調査を爲し得たるを以て左に之を摘録する。					

東筑摩郡洗馬村大字太田橋より放流したる小鮎七、〇〇〇尾は同村下平(放流地點の十三丁)より同村梨の木(放流地點の上流二十七丁)に至る約十四丁の區間に全漁獲率の五割餘を占め、之より上流同村長瀬地先(放流地點より一里八丁)に至る間に於て二割の漁獲率を示し、放流地點より下流一里餘に至る區間に於て漁獲率二割を示した。前記放流地點より更に四里の上流西筑摩郡楳川村字桃岡へ放流せし小鮎三、〇〇〇尾は上流十四

丁を経たる同村字長瀬に至る區間に於て全漁獲の七割を占め、之より上流同村奈良井に至る間(放流地點より一里二十四丁)一割の漁獲率を示し、放流地點桃岡の下流十四、五丁の間に二割の漁獲率を示した、奈良井地先は水量多からず、水温低くして鮎の分布棲息區であつて從つて鮎の成育不良で遡上數量極めて少く、僅に洪水時少量を漁獲せるのみである。

小鮎の成長に關する同年の調査を示せば次の如くである

天 龍 川			木 曾 川			千 曲 川		
最大	最小	平均	最大	最小	平均	最大	最小	平均
六月	一	一	一	一	一	一	一	一
七月	二〇	八	一五	一〇	五	七	一二	八
八月	四〇	一五	二五	三〇	一五	二五	三〇	一六
九月	五七	二〇	三〇	三五	二〇	三〇	六〇	二五
十月	一	一	三四	五〇	三〇	四〇	八〇	四五
十一月	一	一	三三	一	一	一	五五	一

小鮎の活魚輸送は帆布製水槽を貨車又は貨物自動車に積み込み、運搬を行ひて好成績を收めつゝあるも、昭和六年五月七日琵琶湖婦川河口より諏訪湖六斗川河口迄、ハンザー單葉三百馬力飛行機二臺を使用し、一臺に小鮎一万五千尾宛を積載し空輸を行つた。飛行機に積み込みの活魚輸送器は鐵板製縦二尺二寸五分、横一尺四寸、深さ二尺一寸五分の水槽であつて上部に三寸一七寸方形の口を存し、水の注入及び魚の收容に便し、水槽内に酸素分散器を入れ、壓搾酸素を供給してゐる。而

して空輸所要時間僅に一時間二十五分を要したるに過ぎざるも、斃死尾數一割を生した、之れ水槽の容積と收容魚數とを對比するときは一立方尺に二、二三八尾を收容したる計算にして收容量過大に因るものであらう、空輸鮎は之を六斗川及び宮川に放流を行つた。

本縣に於ける小鮎放流事業開始以來の實績を掲示すれば左の如くである、

	昭和七年度	昭和六年度	昭和五年度	昭和四年度	昭和三年度	昭和二年度
小鮎購入數量	三六三、五〇〇尾	五七、〇〇尾	四〇、〇〇尾	二〇、〇〇尾	六〇、〇〇尾	五〇、〇〇尾
右金額	五、三六圓三	八、五六圓七	六、九三圓七	二、〇七七圓三	一、三六圓九	九〇圓
漁獲數量	〔尾數〕 六、七四貫八元	〔貫數〕 二七、〇三〇尾	〔尾數〕 一〇、六三貫六七	〔貫數〕 三八、八九三尾	〔尾數〕 八、一三尾	〔尾數〕 三、五〇五尾
放流時一尾平均体重	四〇、六六圓七	一、五九	四〇、四〇圓三	一、三九	一、一九	一、一七
漁獲時一尾平均体重	三五匁	三、四匁	三、七六圓三	〇、八匁	〇、六匁	〇、七七匁
漁獲率	七五%	八四%	七五%	七九%	八三%	六七、四%
収益倍	七五倍	約八倍	約十倍	約五倍	四、四倍	四、二倍

赤魚の増殖 赤魚は本縣に於ける重要魚種の一に數へられ、千曲川の如きは好漁場に恵まれ四、五月の產卵期には各漁場を所謂「つけ場」と稱し、行樂の一にも數へらる、千曲川水系上小漁業組合に於ては之が孵化放流を行ひ、犀川筋穗高地方よりは年々移植用稚魚として縣内の河川湖沼に輸送せらるゝ數量少くない。

鰻の移植放流 千曲川筋に於ては上小漁業組合及び千曲川漁業組合に於て年々繼續放流を行

ひ、漸次漁獲增加を示すに至り、諏訪湖に於ては天龍川に堰堤築造の結果、鰻の訴上を阻止するものあるを以て縣は昭和五年より年々四、五百貫の稚鰻を放流し來たり、昭和八年の漁期より漸次漁獲量の増加を示し、漁民の喜色大なるものあるを認められる。

昭和七年度中縣内の湖沼河川に移植せられたる鰻の總數量は五百六十五貫に達する。

鯉の放流 本縣の河川に於ては鯉の自然蕃殖に適する所勘きを以て各漁業組合に於て鯉兒を購入若しくは養成の上放流を行ひ、實積を擧げたるものが多い、昭和七年度中、本縣に於ける諏訪湖への鯉兒三〇〇、〇〇〇尾の放流以外各水面へ鯉兒放流を行ふ漁業組合數十六組合、放流鯉兒尾數三、二五〇、〇〇〇尾に達した。

諏訪湖に於ては大正十四年下諏訪町赤砂に鯉孵化池を築造し、年々毛仔の放流を行ひ來たれるも、その効果を疑はるゝに至り、孵化池を廢棄せんとする議があつたが、昭和七年更に農林省の補助を得て下諏訪町富部に敷地面積五千坪の孵化池を築造し、放流鯉兒の育成を行ひ、大規模放流を計畫するに至つた。

公魚の移植 公魚大正四年水產講習所の指導によりて霞浦より移植して以來、豫期以上の成績を收め、今日に於ては諏訪湖に於ける第一位の漁獲高を示すに至りたるものである。更に野尻湖仁科三湖に移植し其の成績見るべきものがある。

鰐の移植 大正十二年霞浦より諏訪湖に移植したる以來、蕃殖して相當の漁獲を見るに至つた。(長田)

第五項 活魚の移出

鮮魚活魚の縣外移出に付ては活魚として鯉を移出する外は鱈を試賣する程度に止まつてゐる、元

來本縣は魚介に恵まれず、即ち生鮮なる魚介は勿論塗乾魚の分配すら不十分で價格も不廉であつた昔時に於て養鯉業が案出されたのであるから從つて之が養成品は皆生産地附近で消費された而して縣内に製絲業の勃興するや之に伴ふて養鯉業も漸く進歩發達し逐次生産を増加するようになり爰に初めて隣接縣外各地方に出荷されたもので即佐久地方に於ては明治十年頃より群馬縣高崎、前橋、富岡、安中及び松井田方面へ又同十五年に至つて山梨縣日野春、甲府地方へ移出した。而して佐久鯉の東京出荷は大正三年頃より試験的に開始せるものであつて段々輸送の經驗を積み技術が熟練せらるゝや、漸く亂賣の弊に陥入つたからそこで之が販賣上の統制を圖らんが爲め、大正十五年佐久養鯉出荷組合が組織され、東京市京橋區南飯田町に出張所野澤屋を開設して佐久鯉の宣傳に力め統制出荷を爲した。今累年の出荷數量を示せば次の如くである。

年 代	數 量	價 格
大 正 十 五 年	五、〇〇〇貫	二、五〇〇圓
昭 和 二 年	一八、〇〇〇	三、六〇〇
同 三 年	三九、〇〇〇	七六、〇〇〇
同 四 年	五七、〇〇〇	九〇、〇〇〇
同 五 年	七五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇
同 六 年	九三、〇〇〇	一三〇、〇〇〇
同 七 年	一一一、〇〇〇	一七〇、〇〇〇
同 八 年	一三〇、〇〇〇	一九〇、〇〇〇
	合計	一〇〇、〇〇〇
	平均	一二、五〇〇
	不明	

佐久鯉の遠方輸送に付ては昭和五年度に熊本縣に送荷し、同七年度に北海道に鐵道省考案の活魚輸

送車で送荷せるを長距離輸送記錄とする。又上下伊那郡地方に於ても鯉の増産に伴ひ漸く販路の研究に力むることとなり、昭和八年より活魚輸送車を使用して販路の擴張、輸送の研究に當りつゝある。(長田)

第三節 水 产 製 造

水產製造業は寒天製造を除きては極めて不振で記述すべきものが少い。

第一項 水 产 製 造 業

水產物の製造に付ては江戸時代諏訪藩主が「寒中時候献上」として鮒鯛を献したりとの記録を存するも今日之の傳はるものがない。又諏訪湖及千曲川に於て漁獲の盛況を極めし時代には焙乾品を相當に産したけれども、今日に於ては僅に其面影を止めてゐるだけであり即諏訪湖方面では上諏訪町に製造所が一ヶ所あつて、佃煮、乾鮒等を製造し、又千曲川方面では僅に上田市で焼鮓、焼鰯を產生するのみである。鯉の罐詰其の他の加工は明治三十八年頃勃興したが今は僅に南佐久郡櫻井村及び野澤町に命脈を續くるのみで記述するに足らない。(長田)

第二項 寒 天 製 造 業

沿革及現況

本縣に於ける寒天業の創始の年代は詳かでないが一説には諏訪郡玉川村字穴山小林條右衛門が弘化年間(一八四四—一八四七)創業し、好成績を得て、之を宮川村坂室今井芳太郎及び同村中河原區濱富藏の兩人に傳へ、嘉永四年十一月(一八五一)之が製造を始め種々研究したことが今日盛況の端

緒を開いたものだとも云ひ、又嘉永四、五年頃上諏訪に於て之が製造を爲したとも云ひ、尙又安政三年(一八五七)今井團右衛門なるものが之を創業したものであるともいはれてゐるが、其の製造方法を攝丹地方より傳へられたるものとのようである。而して縣内への原藻の搬入、製品の移出は極めて困難で當時諏訪地方より江戸市中に海苔を行商するもの多かりしにより之等の商人に托して之を鬻んだといはれる。從つて其の生産量多からず、製造方法も粗雑であつたと云ふ其の後安政五、六年(一八五九—一八六〇)の頃斯業に對して改良を加へたる事實ありと云ふが之も未だ幼稚なるを免がれなかつた。

其の後横濱開港せられたるが、明治四年頃此地にて製品を積み出し試賣するに至り、更に同十年頃より内地の需要及び海外輸出も盛となり、自然製造額も増加したが一方交通機關の發達に伴ひ、同十八年頃より之が製造は一時に勃興するに至つた。

而して同二十三年には製造額二十万圓に達し、益々好況に向はんとするに際し、各製造業者の競争激甚を來し其結果、粗製濫造の弊に陥り遂に外商の不信を招き、爲に海外市場の聲價を失墜した、殊に同二十六年の頃には其價格低廉なるに拘はらず、其の賣行は困難に陥つたので横濱海產商組合に於ても此狀態を放任するに忍びず注意書を業者に送りて改善を促して來た、之に因つて同年業者協議の結果組合を組織し、從來の弊風を矯正し、銳意斯業に改良を加へた爲漸く茲に市場の信用を恢復するに至つた、同三十五年右組合は漁業法に據り信濃寒心太水產組合と改稱し、益々其基礎を鞏固ならしむると同時に歐米輸出向細寒天の製造を獎勵し、又新販路の開拓に力め、同三十八年十二月中央線開通の氣運に接し、又日露戰役の終局に伴ふ海外貿易の盛況は遂に寒天業を驅つて之が長足の發展を促し、之より京阪地方產出寒天の輸出港たる神戸港に向つて出荷するもの漸次増加し、

大正二年度の如きは生産量七萬斤にも達せんとした、一方組合に於て大正元年試驗工場を設置し、各種の試験を行つて斯業の改良發達を計つた。

然るに昭和七年度に於いては財界不況影響を受け業者の困憊甚だしきものあり、之が更生策として生産販賣統制の必要を痛感し、組合定款の改正を行ひて之が統制に力むると同時に組合に於て施行せる製品検査事業を縣に移管擴充し、販賣の弊風剪除に努めた、尙同年業者的一部によつて産業組合を組織し、縣の斡旋を得て低利資金を求める事業の更生を計つた。

同八年十二月縣に於て寒天改良指導研究費を追加豫算に求め、宮川村安國寺所在の寒天工場を賃借し、寒天の試験製造を開始し、寒天漂白劑の研究、整形度透明度増加に關する研究、寒天變色防止に關する研究、寒天煮熟殘糟の利用に關する試験を行つた。同九年一月試験製造品の展示に依り一般業者の製品改良を促す目的を以て品評會を宮川村に開催した。

本縣の寒天產出高は昭和六年度の農林統計によれば十二萬餘貫百三十二萬圓で全國生産高の三割三分を占め、角寒天は全國生産高の六割六分六厘、細寒天は全國生産量の一割五分七厘に當つてゐる。

角寒天は内地需要及南洋方面への輸出向のものであつて、細寒天は支那及び歐米へ輸出品である。

縣統計による郡別生産額

	南佐久郡	北佐久郡	諏訪郡	上伊那郡	西筑摩郡	東筑摩郡	計
昭和二年度	一、一二〇貫	一、二三、五六	一、六四六、三九六	一、四〇〇	一、四〇〇	一、六七六、三三三	一

年 度	角 寒 天			細 寒 天			合 計		
	數 量	價 格	數 量	價 格	數 量	價 格	數 量	價 格	數 量
三 年 度	一、一五〇	一、一五〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
四 年 度	一、一五〇	一、一五〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
五 年 度	一、一五〇	一、一五〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
六 年 度	一、一五〇	一、一五〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
七 年 度	一、一五〇	一、一五〇	一、一三〇	一、一三〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇

年 度	内 地			輸 出			内 地		
	同 五 年 度	同 六 年 度	同 七 年 度	同 五 年 度	同 六 年 度	同 七 年 度	同 五 年 度	同 六 年 度	同 七 年 度
大正十二年度	三二、八〇〇	三一、九〇〇	三〇、七〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
同 十三年度	三三、〇〇〇	三二、九〇〇	三一、七〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
同 十四年度	三三、〇〇〇	三二、九〇〇	三一、七〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
同 十五年度	三三、〇〇〇	三二、九〇〇	三一、七〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
昭和一年度	三三、〇〇〇	三二、九〇〇	三一、七〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
三年度	三三、〇〇〇	三二、九〇〇	三一、七〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
同四年度	三三、〇〇〇	三二、九〇〇	三一、七〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
内 地	三三、〇〇〇	三二、九〇〇	三一、七〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇
輸 出	一、一五〇								
計	三三、〇〇〇	三二、九〇〇	三一、七〇〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇

前表によれば本縣生産の寒天は全生産量の四一%以上四七%を外國輸出に當て角寒天は一〇%を輸出し、八〇%を内地に販賣してゐる。

角寒天の全國生産量の七〇—八〇%を占むる所以は本縣が氣象地勢に於て天惠を有するに因るものにして製品品質の優良なると、生産費の格安なる點は他縣の追従を許さざる所であつて角寒天の販賣統制を得て、細寒天角寒天の產出量の調節按配即ち角寒天の生産量を一定限度に止め、餘力を歐米輸出向きたる細寒天の製造に仕向くるに於ては寒天業の經濟的更正の途を得らるべく、之が生産統制に付ては主として水産組合をして之に當てしめつゝある。

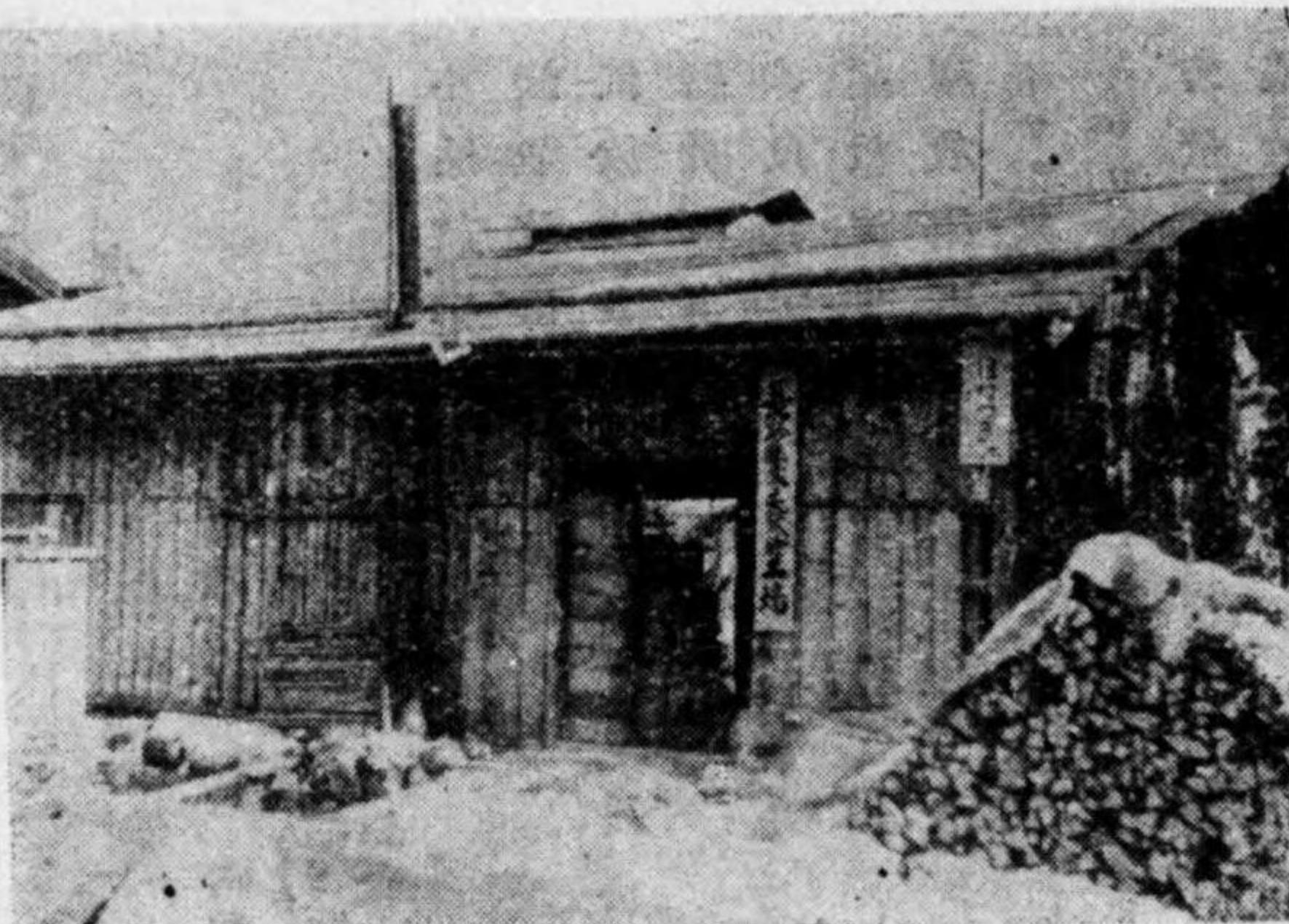
製造業者數は次表に示すが如く、諏訪郡外五郡に亘り百九十三戸製造釜數二百七十四を算する。

	製造戸數 四戸	製造場數 四ヶ所	釜數 四
南佐久郡	一三四	二〇二	一三三
北佐久郡	一	二六	一
諏訪郡	一八	三〇	一
上伊那郡	三三	二	二
西筑摩郡	三	三	三
東筑摩郡	一九三	二三八	二七四
計			(長田)

明治十二年鮭鱒孵化放流事業を計畫し、同十五年該事業を廢止したる以來殆ど水産業に對する縣の積極的施設事業を爲さなかつたこと三十二年間であるが大正八年度に至り始めて勸業費中に水産獎勵費の計上を見るに至り、水產技術者を採用し、之が指導獎勵を行ふに至つた、其後昭和四年六月に至り長野縣水產增殖事業獎勵金交付規定を公布して獎勵方針を明示するに至つた。

昭命八年漁業法の第三次改正を見るや、政府は補助金を計上し、各府縣に對し漁業組合の指導職員設置を要望するに至れるを以て、本縣に於ても新に主事補一名を増員し、漁業結合指導の衝に當らしむるに至つた。(長田)

第四節 水產施設



第一項 指導獎勵事業

水產團體の指導

縣下に於ける漁業組合、水產會、水產組合(三四)を指導し、組合精神の普及擴充施設事業の發達を計らしめてゐる。漁業共同施設獎勵事業。漁業組合、同聯合會及び水產會にして河川湖沼に鯉、鰻、赤魚、公魚其の他の新魚族の放養を爲すものに對し、其の種苗費の三割以内を補助し、水族の増殖を圖らしめてゐる。

鮎増殖獎勵事業 鮎の増殖を計られしが爲め琵琶湖產小鮎並に海產小鮎十萬尾を縣下木曾川山系、信濃川水系、諏訪湖に放流する。

養鯉養鰻の獎勵事業 魚苗の購入斡旋を爲すと同時に之等の事業の實施指導をなす。

河川調查事業 縣下各水系に於ける漁業狀況の基本的調査を爲し、水產獎勵の資料たらしめる。

寒天改良獎勵事業 寒天は本縣の水產製造物中の王座を占むるものであり又本邦に於ける重要な貿易品だから之に對しては大に其改良に力むるの要があるのであるが實際寒天製造業の現況は幾多の研究と改善とを要するものがあるから、新に試驗研究工場を設け試驗研究の結果に基き實地の指導を行はんとしてゐる。

魚族保護調査

魚介の保護養殖に關する試験調査であつて鱈の素質試験研究の如き、稻田養鱈

試験の如き或は魚族保護調査の如きは之れである。其の他、水産業に關係を有する一切の事項の調査研究を行ふ。(長田)

水産増殖事業其の他に對する奨勵金交付狀況一覽表

	昭和四年度		昭和五年度		昭和六年度		昭和七年度		昭和八年度	
	組合數	補助額								
小鮎放流事業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鰻放流事業	一	一	二	二	三	三	五	六八四、六	四	一二、三
鯉放流事業	一	一	二	二	九	九	三	六、四	一	九、〇
赤魚放流事業	一	一	二	二	三	三	五	四〇四、四	二	三九、一五
鱈放流事業	一	一	二	二	三	三	五	四八、七	一	三八、三〇
モロコ放流事業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
公魚放流事業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
イサザ放流事業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鰐放流事業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鰯放流事業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
研究事業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
蝦放流事業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鰯放流事業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
寒天改良試驗	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
鱈養殖試驗	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
講習講話事業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
寒天事業調查	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
諒訪湖調查事業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
輔助合計	一四 七	一七 九								

郡市名	年 度	許 可	總件數	者數	許可を得たる漁業						
					石塚漁業	魚塚漁業	潮付漁業	網漁業	四ヶ手漁業	鵜飼	公有水面使用許可を得たる漁業件數
小縣郡	六 年 度	一四	一四	一三	一〇	一〇	一一	一一	一一	一一	一一
南佐久郡	七 年 度	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
北佐久郡	六 年 度	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
更級郡	七 年 度	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三

漁業處分は免許漁業の調査、副申、處分並に許可漁業の處分であつて昭和七年度に於ける免許漁業取扱件數は二三件で内定置漁業の免許件數は一六件であつた。

又許可漁業處分件數は四七二件で最近二ヶ年間の水系別、郡別に之を表示すれば次の如くである。(長田)

(一) 千曲川に於ける漁業許可件數
許可漁業處分件數及自由漁業(水面使用許可を得たる漁業)件數

漁業處分は免許漁業の調査、副申、處分並に許可漁業の處分であつて昭和七年度に於ける免許漁業取扱件數は二三件で内定置漁業の免許件數は一六件であつた。

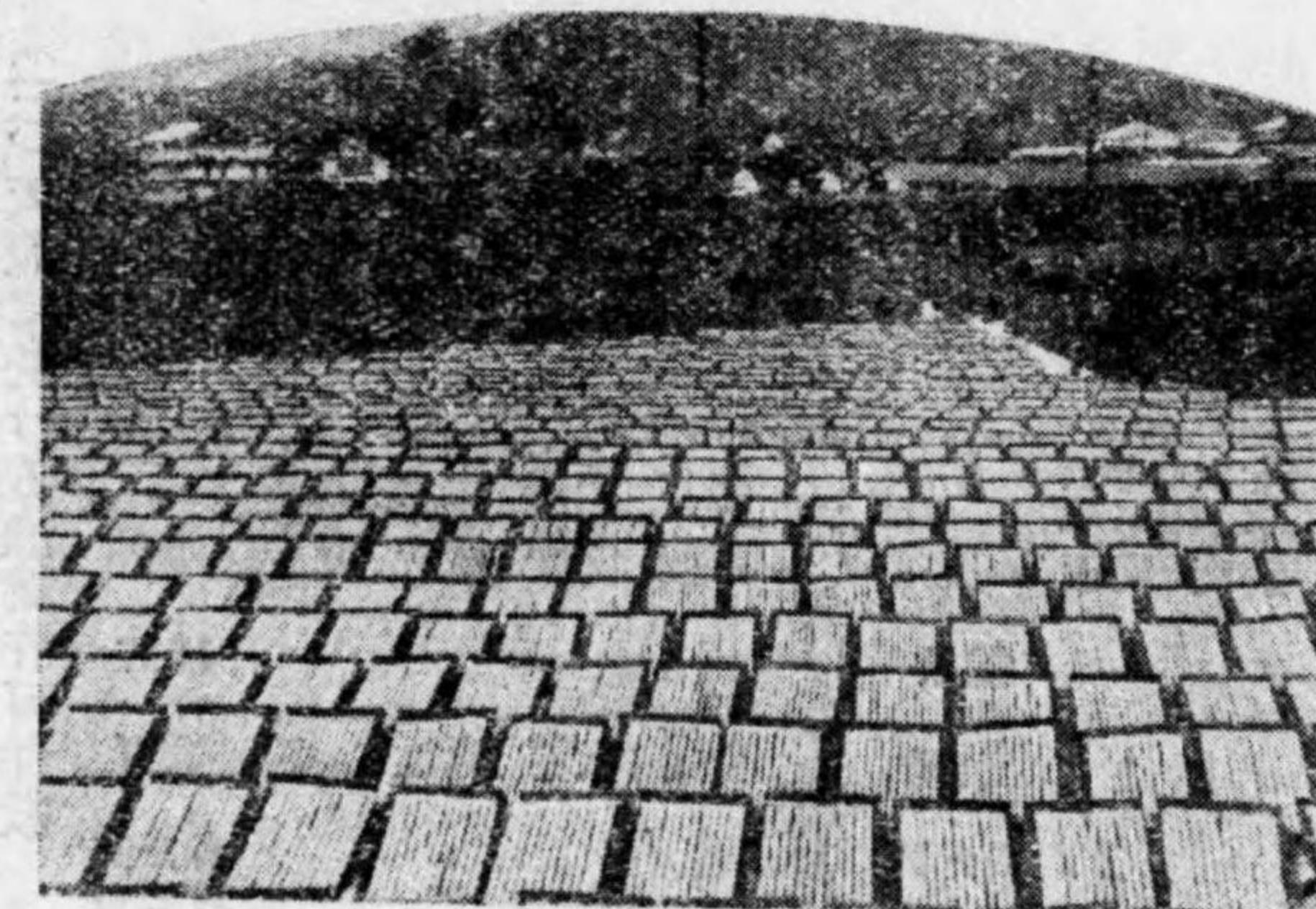
又許可漁業處分件數は四七二件で最近二ヶ年間の水系別、郡別に之を表示すれば次の如くである。(長田)

(一) 千曲川に於ける漁業許可件數
許可漁業處分件數及自由漁業(水面使用許可を得たる漁業)件數

埴科郡		上高井郡		上水内郡		上田市		計	
年 度	年 度	年 度							
七 六 年 度	七 六 年 度	七 六 年 度							
五 一	二 三	二 一	四 元	三 六	二 三	可 件 數	許 可 件 數	九 六	一 七 五
五 一	一 三	二 一	三 元	三 五	一 〇	得 業 者 數	漁 業 許 可 件 數	三 四 七	四 五 〇
一 一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	石 塚 漁	業 石 塚 漁	七 六 七	一 三 七
四 一 一	一 一	二 一	四 元	一 三	一 一	堰 漁	業 魚 堰 漁	一 三 三	一 一 八
一 一	一 一	一 一	一 一	二 三	一 一	付 漁	業 瀨 付 漁	四 九	一 一 一
一 一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	手 業	網 漁 業 手	七 三	一 一 一
一 一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	飼 漁	業 鶴 飼 漁	一 三	一 一 一
一 一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	自 由 漁 業	公 有 水 面 使 用 件 數	四 三 〇	四 三 〇
一 一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	一 一	獲 獲	獲 獲	一 一 一	一 一 一

第五節 寒天検査

沿革



(村川宮郡訪談) (況實燥乾天寒角) 廣庭造製天寒

販路を海外及び内地に有し、用途日に多きを加へつゝありし、本縣の寒天業も經濟的不況に遭遇し、業者の窮況甚だしく無謀なる競争をも敢てするに至り勢ひ粗製濫造の弊に陥り、水産組合に於て角寒天の製品検査を行はざるを奇貨とし、業者各自無節制なる格付を行ひて市場或は需要家に出荷した依つて、此の儘に推移せんか將に寒天業の危機を招來せんとするの状勢を示した、茲に於て信濃寒心太産組合に於て生産並に販賣統制の建て直しに努むるの外斯業に對する窮迫打開の途なしとし縣營検査實施を要望して昭和七年九月廿三日同年十一月五日の二回に亘り請願書を知事に提出した、縣も亦所見を同うし同七年度より急遽縣營検査の實施の方針を樹て、検査手數料徵收關係上、同年十一月十一日道府縣手數料令に基く重要物產の指定種類名追加の申請を行ひ、同年十二月十五日之が追加を見るや同年十二月十五日付を以て縣營検査實施認可を申請し、即日認可を得同年度に於て縣豫算に検査費八、二六四圓追加計上し茲に検査業務を十二月二十五日より實施した。而して寒天縣營検査の實施を必要とする理由は

由來寒天は年產額三百萬圓に達する本縣の重要な物産たるのみならず、本邦の重要な貿易品も數へられ、即斯業の隆盛は輸出貿易にも重大なる關係を有するものである處昭和七年の日支事變は對支貿易を停頓せしめ、又一方經濟不況は愈々斯業の經營に困難を招來し、爲めに此國際商品たる重要物産なる點をも顧みる所なく、國內に於ても其數多からざる各生産地間に於て互に排他的中傷の劣策を弄する者を生じ徒らに無用の競争をも展開するに至つたので、國益増進上到底坐視するに忍びず茲に於て此惡弊を一洗して、愈々優良品產出助長に依つて從前の聲價の維持を計ると共に合理的生産增加を計るべきを痛感せしめられたのが動機であり而して從來此問題は屢々地方長官會議にも國營輸出検査實施を要望せられた所であり、又輸出港に於ける商品取扱の實情と國內販賣の無統制とは此儘に放任しては到底規格の統一或は品質の改善を望み得られざる狀態であり旁々茲に先以て縣營生産検査を施行して國營検査の前驅たらしめようとしたものである、尙又検査の必要なことは寒天製造の實際に徴するも寒天の原料たる海藻は種類頗る多く、其の產地、生産時期によりて品質の性狀を異にするが爲め、製品の規格の單純化と統一とは相當の難事なるにより、此目的達成の爲にも積極的指導獎勵の方面に力を入れると共に他面此消極的助長策たる生産検査を施行することが緊要事である。かくして進んで優良品の產出を獎勵し更に直接賣統制に資せしめ以て寒天業の合理的進展を計らんとする所から發足したものである次に

寒天検査の方法 之を強制検査とし、寒天の品質、形狀、重量、色調、光澤、殘渣及混合物、乾燥着色染料に付き検査を行ひ、必要によりては凝固度及び含有物質の検査を行ひ、特等、一等二等、三等、四等の五等級に格付を行ふ。又検査済品に對して該當等級の證票及び封緘紙を貼付することとし、出荷の際の荷造包装に對して検査済品なることを表示する爲め、「檢了」印を押捺す

る。

初年度(昭和七年度)の寒天検査実績は検査件數二、三七二件にして受検數量は角寒天二二、九四九
梶餘、細寒天三三三、〇八七斤餘(昭和六年度以前の生産に係る持越品の検査を施行しない)にして
検査手數料五、三二八圓を收入した。而して寒天検査實施によりて齎し得たる効果は次の通りで所
期以上の實績を收め得たのである。

寒天検査の效果

- (イ) 品質の改善に資したこと。検査基準に基きて嚴重なる検査を執行せる結果、禁止薬品使用
の弊風を除き、荷造結束に不正品の挿入防止をなし得たる等、格付検査の結果、各製造工場は
競ひて優良品の製造に力め、爲めに著しく品質の改善を爲し得た。
- (ロ) 市場の信用を高め得たること。相當規格の統一を爲し得られ、縣營検査は商品の市場信用を
増進せしめ得た。
- (ハ) 海外市場に信州寒天の存在を知らしめ販路擴張に資し得たること。製造當初に於ては下位等
級の產品を出し、爲めに検査等級證票は商取引に不便なる感を與へたるも、製造の中頃より末
期に亘りて優良等級の製品を產出したる爲め、取引商人の南洋方面への角寒天輸出に當り、檢
査等級證票を取除くことなく輸出したるが爲め信州寒天の存在を知らしめたるのみならず、角
寒天の海外販路の擴張に多大なる貢献を爲し得た。
- (ニ) 生産者の利益を増進し商取引を是正し得られたること。生産者は検査實施當初より縣營検査
を喜び、公正なる取引により利益を増進し得たるのみならず、一般の商取引に於ても舊來の取
引の弊風を相當匡正し得た。

(ホ) 一般の生産經濟を緩和したこと。製造の規格統一、市場信用増進、品質の改善等によりて
生産者は勿論取引業者にも便益を増し、生産經濟を緩和し得た。

(ヘ) 信州寒天品質改善に付き更に改善を要求せしめるに至りたること。信州寒天の特失を明
かに市場に認識せしめたる結果、之が欠點に付きては特に各地に於て指摘改良を要求せらる
に至つた。
(長田)

第六節 水産業の團体

本縣の水産業の團體にして法規に準據して設立せられたるもの三あり、水產會、漁業組合及び水
產組合之れである。

第一項 水 產 會

水產會法によりて設立せられたるもの僅に南佐久郡水產會の一團體のみである。同會は大正十五
年六月の設立で水產業の改良發達を圖るを目的とし之が爲めに必要な指導其の他諸般の施設を爲
さんとするものである、而して地區を南佐久郡一圓とし、地區内の(一)營利を目的とする養鯉業
者、(二)鯉販賣業者、(三)鯉加工業者等を會員として水產會を構成する。會員數約七百名、組合事
業としては販路の擴張、販賣仲介斡旋事業、鯉苗改良試驗等である。
(長田)

第二項 漁 業 組 合

縣内の漁業組合總數三十二の外漁業組合聯合會がある、内譯湖沼に依る漁業組合五、河川漁業組
合二十七である。

湖沼漁業組合の設立最も古きものは仁科三湖に於ける三湖漁業組合であつて大正十四年に至り、

青木湖漁業組合及び木崎湖漁業組合に分立してゐる、尚諏訪湖漁業組合は明治四十五年の設立である。

河川漁業組合に於て最古のものは大正十年設立の鳥居川漁業組合で之に次ぎては同十一年創立の木曾川漁業組合である。

組合地區は一町村より數ヶ町村乃至郡區域に亘り、或は更殖漁業組合の如く二郡に跨る組合地區を有するものもある。

組合の獲得する漁業權中、専用漁業權は八件で内河川漁業組合に於て七件を有し、諏訪湖漁業組合に於て一件を取得せるもので、區割漁業權にありては湖沼漁業組合に於て二件を取得し、河川に區割漁業權を設定して之を所有する漁業組合は三團体である。

縣内漁業組合を水系前に配列し、其の概要を示せば別表の如くである。（長田）

第三項 水産組合

水産組合は一團体のみで即信濃寒心太水產組合之れである。

同水產組合の沿革に付ては明治二十六年寒天業者は横濱海產商組合の進言を容れ、業者從來の弊風の匡正及び製品改善の爲め信濃寒心太諏訪組合組織するに至り、同三十二年重要輸出品同業組合法に基き、信濃寒心太諏訪同業組合と改稱し、同三十四年發布せられたる漁業法に依り、翌三十五年信濃寒心太諏訪水產組合に組織替を行つた、大正八、九年財界の好景氣に恵まれ寒天の増産著しく、從來一絲亂れざりし生産統制は遂に破壊せられて亂買となり、組合に於て組合員の生産制限を行はんとすれば地區外に製造所を移して奇利を計らんとするものあり、茲に於て組合地區を長野縣一圓に擴張するの必要に迫られ、大正十年二月定款を變更し、信濃寒心太水產組合と改稱するに至つ

漁業組

漁業組合名		事務所所在地		設立年月日													
諫訪湖漁業組合	北安曇郡平村三	諫訪郡上諫訪町	明治四〇・六・一	木崎湖漁業組合	北安曇郡平村三	諫訪郡上諫訪町	明治四〇・六・一	青木湖漁業組合	同	昭和三・八・二	野尻湖漁業組合	上水内郡信濃尻	同	昭和三・八・二	木崎湖漁業組合	同	大正一五・六・一
北佐久漁業組合	同郡白田町	同	同	南佐久漁業組合	同郡白田町	同	同	北相木漁業組合	同	同	北佐久漁業組合	北佐久郡岩村田	同	同	南佐久漁業組合	同	同
上小漁業組合	上水内郡古間村	同	同	千曲川漁業組合	上水内郡古間村	同	同	更埴漁業組合	上水内郡古間村	同	上小漁業組合	上水内郡柳原村	同	同	高水漁業組合	同	同
鳥居川鳥神漁業組合	同	同	同	鳥居川漁業組合	同	同	同	下高井漁業組合	同	同	高水漁業組合	同	同	千曲川漁業組合	同	同	
鳥居川鳥神漁業組合	同	同	同	鳥居川漁業組合	同	同	同	下高井漁業組合	役場	同	下高井漁業組合	同	同	更埴漁業組合	同	同	
高瀬川漁業組合	東筑摩郡大町二、	同	同	高瀬川漁業組合	役場	同	同	高瀬川漁業組合	役場	同	高瀬川漁業組合	役場	同	高瀬川漁業組合	役場	同	
農具川漁業組合	南安曇郡波多村	同	同	農具川漁業組合	南安曇郡大町二、	同	同	奈良井川漁業組合	役場	同	奈良井川漁業組合	役場	同	奈良井川漁業組合	役場	同	
松本漁業組合	松本市渚町裏六七	同	同	松本漁業組合	同	同	同	松本漁業組合	役場	同	松本漁業組合	役場	同	松本漁業組合	役場	同	
犀川漁業組合	同郡洗馬村三四二	同	同	犀川漁業組合	同郡洗馬村三四二	同	同	犀川上流安曇漁業組合	役場	同	犀川上流安曇漁業組合	役場	同	犀川上流安曇漁業組合	役場	同	
高瀬川漁業組合	上高井郡中野町	同	同	高瀬川漁業組合	上高井郡中野町	同	同	高瀬川漁業組合	役場	同	高瀬川漁業組合	役場	同	高瀬川漁業組合	役場	同	
上川手村漁業組合	南安曇郡大町二、	同	同	上川手村漁業組合	南安曇郡高家村	同	同	上川手村漁業組合	役場	同	上川手村漁業組合	役場	同	上川手村漁業組合	役場	同	
犀川穂高漁業組合	同	同	同	犀川穂高漁業組合	同	同	同	犀川穂高漁業組合	役場	同	犀川穂高漁業組合	役場	同	犀川穂高漁業組合	役場	同	
上川手村漁業組合	南安曇郡高家村	同	同	上川手村漁業組合	同	同	同	上川手村漁業組合	役場	同	上川手村漁業組合	役場	同	上川手村漁業組合	役場	同	
七貴漁業組合	同	同	同	七貴漁業組合	同	同	同	七貴漁業組合	役場	同	七貴漁業組合	役場	同	七貴漁業組合	役場	同	
天龍川漁業組合	南安曇郡穂高町	同	同	天龍川漁業組合	同	同	同	天龍川漁業組合	役場	同	天龍川漁業組合	役場	同	天龍川漁業組合	役場	同	
下伊那漁業組合	北安曇郡七貴村	同	同	下伊那漁業組合	同	同	同	下伊那漁業組合	役場	同	下伊那漁業組合	役場	同	下伊那漁業組合	役場	同	
木曾川漁業組合	下伊那郡豐平村二	同	同	木曾川漁業組合	同	同	同	木曾川漁業組合	役場	同	木曾川漁業組合	役場	同	木曾川漁業組合	役場	同	
姫川漁業組合	柳久保	柳久保	柳久保	姫川漁業組合	柳久保	柳久保	柳久保	姫川漁業組合	柳久保	柳久保	姫川漁業組合	柳久保	柳久保	姫川漁業組合	柳久保	柳久保	
信綱漁業組合	諫訪郡豊平村二	同	同	信綱漁業組合	諫訪郡豊平村二	同	同	信綱漁業組合	諫訪郡豊平村二	同	信綱漁業組合	諫訪郡豊平村二	同	信綱漁業組合	諫訪郡豊平村二	同	
長野縣漁業組合聯合會	長野縣廳	昭和四〇・一	同	長野縣漁業組合聯合會	長野縣廳	昭和四〇・一	同	長野縣漁業組合聯合會	長野縣廳	昭和四〇・一	長野縣漁業組合聯合會	長野縣廳	昭和四〇・一	長野縣漁業組合聯合會	長野縣廳	昭和四〇・一	

た。

昭和六七年に至りては經濟不況の影響を蒙りて、自力工場を運轉し得られるもの次第に多きを加へ又一方京阪地方の業者の資金流入浸潤するに至り、所謂「賃焚き」を行ふものも次第に増加し、茲に再び組合の統制を亂さるゝに至りたるを以て同七年十月定款を變更し、地區内に於て製造所營業所を有するものは何れも強制加入を爲さしめ、組合の統制に服さしむることゝした。而して組合の目的は寒天事業の改良發達を圖り營業上の弊害を矯正し、組合員の共同の利益を圖るにあり、即組合事業としては（一）寒心太製造又は販賣の指導監看、（二）寒心太價格維持の協定、（三）寒心太の販路調査及共同販賣の獎勵、（四）寒心太製造用諸物資の共同購入旋幹、（五）共進會品評會の開催、（六）講習講話會の開催、（七）斯業功勞者又は模範從業者の表彰、（八）仲裁判斷、（九）其他組合目的遂行上必要な諸般の事項等を掲げてゐる、次に組合事業の現下の重要なものは生産統制及び販賣統制であつて生産統制としては製造期間の決定、細寒天の強制及び組合への強制提出であつて販賣統制としては角寒天の強制積置き、之に要する爲替金の調達及貸付、價格の協定、共同販賣等である。（長田）

著者名：　（略）

いと遼の精神、」をめぐる大の技術的文章。農業は、人間の手で、心の手で、氣の手で育む植物である。その栽培と、土の管理の成り立つて、肥料の用れへん處に、耕す所と、耕さぬ所の區別、大なる事ある。そこで、肥料の有無の關係、肥料の種類、量の關係など、たゞ1年でも、其の成り立つて、大なる事ある。しかし、肥料の有無の關係、肥料の種類、量の關係など、たゞ1年でも、其の成り立つて、大なる事ある。

（略）（略）（略）

昭和九年五月五日印刷

（非賣品）

昭和九年五月八日發行

編輯兼
發行者　長野縣農務部農商課

長野市妻科一七三

印刷人　大日方利雄

長野市南縣町六五七

印刷所　信濃毎日新聞社



終

